

八幡平第二発電所

管理用道路除雪業務委託

08-DO-M6

仕 様 書

令和8年度

秋田県 大館発電事務所

目 次

第1章 共通事項

1 総 則	P3
2 業務管理	P3
3 提出書類	P3
4 検 査	P3

第2章 委 託

1 委託概要	P4
2 委託場所	P4
3 委託条件	P4
4 委託内容	P5
5 そ の 他	P5

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県八幡平第二発電所管理用道路除雪業務委託08-DO-M6に適用する。
- (2) 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ実施するものとする。

2 業務管理

- (1) 業務の実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の妨害並びに公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- (3) 豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から天気予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (4) 作業中の安全に留意しなければならない。
- (5) 業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (6) 仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の確認を得ること。

3 提出書類

提出書類については以下による。

なお、様式については、「秋田県委託業務共通仕様書 様式集」による。

これにより難しい場合は監督職員との協議による。

- | | | |
|-----------------|--------------|------|
| (1) 業務着手届 | (契約後10日以内) | 1部 |
| (2) 業務工程表 | (契約後5日以内) | 1部 |
| (3) 業務計画書 | (契約締結後14日以内) | 1部 |
| (4) 業務打合せ・協議記録簿 | (必要のつど) | 1部 |
| (5) 作業日報（任意様式） | (施工日翌日までに) | 1部 |
| (6) 作業写真 | (完了時) | 1部 |
| (7) 業務完了届 | (業務を完了したとき) | 1部 |
| (8) その他必要なもの | (必要のつど) | 必要部数 |

※ 記載の提出部数についてはこれによるが、監督職員が特に指示するときはこの限りではない。
提出書類の様式について、「調査員」を「監督員」、「管理技術者」を「主任技術者」と置き換えるものとする。
提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

4 検査

各検査に際して、あらかじめ関係資料等を整えておくものとし、原則として主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第2章 委 託

1 委託概要

本委託は、八幡平第二発電所における発電所管理用道路及び取水口管理用道路の除雪を実施するものである。

2 委託場所

(1)八幡平第二発電所

ア 発電所管理用道路 鹿角市八幡平字切留平 2 4 9 番 地先

イ 取水口管理用道路 鹿角市八幡平字切留平 2 5 1 番 地先

3 委託条件

(1) 除雪条件

ア 業務履行の際は、発電所の設備を損傷させないように十分に注意すること。損害を与えた場合は、受注者の負担により復旧すること。

イ 除雪作業は監督職員の指示があった場合に実施するものとする。

ウ 監督職員の指示（日時指定）に対応できることとする。

(2) 除雪機械

ア 使用機械は、ロータリ除雪車180kW(250PS)級とし、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。なお、道路運送車両法に基づく登録車両に限る。

イ 承諾を受けた機械のみで除雪ができない場合、監督職員との協議により、使用する除雪機械を追加できるものとする。

ウ 使用機械の故障など真にやむを得ない場合に限り、代替機を用いることを認める場合がある。なお、代替機は当初使用機械と同等以上の性能を有するものとし、変更契約の対象としないものとする。ただし、これにより難い場合は別途協議する。

(3) 作業確認は作業写真及びタスクメーター、日報等書類により実施する。

(4) 作業写真は作業前後に数枚ずつ撮影すること。

(5) 第1章共通事項 3 提出書類 (3) 業務計画書については、次の内容を記載すること。

ア 業務概要

イ 業務工程

ウ 安全管理（災害時の中止基準を含む）

エ 施工監理

オ 連絡体制（緊急時を含む）

4 委託内容

(1) ロータリ除雪 24時間（稼働時間）

※稼働時間とは、「実除雪作業時間」と「除雪区間内の回送時間」、「作業待ちによるエンジン運転時間」の合計とし、次の時間は含まないものとする。

- ・始業、終業時の準備運転時間
- ・駐車場所と除雪場所間の移動にかかる時間
- ・燃料補給、エンジンを停止させて実施する諸作業

(2) スノーポール設置 130本

除雪作業を円滑かつ安全に実施できるように配慮して設置すること。なお、設置するスノーポール（竹製・長さ約4m）は現場支給（八幡平第二発電所構内）とする。

※設置したスノーポールの撤去は別途実施するため、本委託には含まない。

(3) 対象

- ア 発電所管理用道路 道路延長730m、道路幅平均4m
- イ 取水口管理用道路 道路延長517m、道路幅平均4m

5 その他

- (1) 作業中における交通の安全確保には十分に留意し、必要に応じて標識等の設置を実施すること。